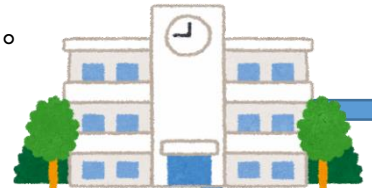


新型コロナウイルス感染症における学校や児童生徒・教職員の対応について (12/23現在)

高松市教育委員会

以下の例は、お子さんが感染の疑いがある場合について、記載したものです。教職員も同様の扱いとなりますので、適宜読み替えてください。



学校

【A】
お子さん本人の体調不良等により検査を実施

【B】
同居者などが感染し、お子さん本人が保健所による濃厚接触者に特定され、検査を実施



検査を受け、結果が判明するまでの間、本人は、自宅待機（出席停止）

PCR検査の結果

陽性

陰性

【学校の動き】

- ① 学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、学校の臨時休業（全部又は一部）を行います。（学校保健安全法第20条）
- ② 臨時休業を行った場合、学校の再開は、教育委員会や保健所等と協議し、再開時期の検討を行います。

【お子さんの動き】

- ① 退院後、主治医が、お子さんの体調等を総合的に判断して「登校可能」となるまでは、**出席停止**となります。
* 退院後、4週間は健康観察期間となりますので、毎日健康状態を確認してください。

* この取り扱いについては、日々の状況変化に応じて、変更することがあります。
また、感染者の状況に合わせて、保健所の指示のもと、個別対応が生じる場合があります。

感染から復帰する方をあたたかく迎えましょう。

「濃厚接触者」とは…

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 手で触れることのできる距離で、必要な感染予防策なしで「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者 など
- * 同居家族は、基本的に「濃厚接触者」となります。
- ★保健所が調査し、総合的に判断（特定）します。

【A】
体調不良等により検査を受けた場合

濃厚接触者に特定されていないお子さんが、体調不良等により検査を実施し、陰性となった場合は、症状がなくなるまで自宅待機（出席停止）となります。

【B】
濃厚接触者として検査を受けた場合

陰性であっても、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間は自宅待機（出席停止）となります。発病することなく、2週間経過した場合は、登校可能となります。